



自民党 Lib Dems
Liberal Democratic Party of JAPAN

参議院議員

とよ だ とし ろう
豊田俊郎

国会レポート vol.19



千葉県

来一陽復

一陽来復

悪いことが続いたあと、ようやく物事がよい方向に向かうこと。人生で挫折をしても挽回を期す人を応援する、豊田俊郎が大好きな言葉です。

参議院議員豊田俊郎です。日頃より皆様方には大変お世話になっており深く感謝申し上げます。さて私がガンを告知し治療に取り組んで3か月余りがたちました。議員としての公務は今まで通り続けながら、東京女子医科大学八千代医療センターで最新の化学療法を選択し順調に治療の成果があがっております。

また新型コロナウイルス感染者数も現時点では減少傾向を示していますが、やがてくる第6波に対する備えも不可欠です。

さらにワクチン接種も進めながら経済の立て直しに早急に取り組んでいく必要があります。

10月4日には新しい岸田内閣が発足しました。

岸田内閣では、閣僚人事を一新し、国民の生活を守り、国民の所得を増やす新たな経済対策を中心に進めていくこととしています。

今回の参議院選挙は岸田内閣の信を問う大事な選挙であります。

皆様方のご支援を切にお願い申し上げます。

参議院議員

豊田俊郎



岸田内閣始動

「党千葉県連所属衆議院選挙区支部長」のご紹介



参議院議員 豊田俊郎 プロフィール

(令和3年9月現在)

《略歴》

昭和27年 千葉県八千代市生まれ
昭和46年 千葉県立印旛高等学校(現：印旛明誠高等学校)卒業
昭和47年 中央工学校卒業
昭和49年 土地家屋調査士事務所設立
平成11年 千葉県議会議員(1期)
平成15年 八千代市長(3期)
平成25年 参議院議員(2期)
参議院憲法審査会 幹事
平成27年 自民党法務部会 副部会長
平成28年 内閣府大臣政務官
参議院国土交通委員会 筆頭理事
平成29年 自民党国土交通部会 部会長代理
平成30年 自民党政務調査会 副会長

《主な役職》

- 参議院
・法務委員会 理事
・決算委員会 委員
・東日本大震災復興特別委員会 委員
・国民生活・経済に関する調査会 筆頭理事
- 自民党
・参議院国会対策委員会 副委員長
・法務・自治関係団体委員会 副委員長
・所有者不明土地等に関する特別委員会 事務局長代理
・PFI推進特命委員会 副委員長
・宇宙・海洋開発特別委員会 幹事
・参議院地方議会からの「意見書」に関するPT 幹事
・参議院上公会 事務局長
- 議員連盟
・所有者不明土地問題に関する議員懇談会 事務局長

国会見学のご案内

見学を希望される方は、団体名、代表者名、参加人数(男女別、大人子供別)、参加希望日時、ご連絡先を下記の豊田俊郎国会事務所までご連絡ください。

後援会入会のご案内

豊田俊郎の政治活動をご支援いただける後援会の会員を募集しております。入会お申し込みは、豊田俊郎八千代事務所までお願いいたします。

参議院議員 豊田俊郎事務所

- 国会 事務所 〒100-8962
東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1213号室
Tel: 03-6550-1213 Fax: 03-6551-1213
- 八千代 事務所 〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田310番地
Tel: 047-480-7777 Fax: 047-480-7377

《豊田俊郎 公式サイト》

<https://toyodatoshiro.jp/>

《豊田俊郎 公式Facebook》日々の活動を更新中!

皆様からの「いいね!」お待ちしております!



各地で選挙応援



県議の県政報告会で挨拶



国会会期中でもランニング（皇居）



旭市で営農型太陽光発電を視察



小林代議士後援会で意見交換



地元の皆様への挨拶

道の駅やちよが「防災道の駅」に

国土交通省は防災拠点として道の駅を活用する「防災道の駅」を計画、2021年全国で39駅を選定し、八千代市にある「道の駅やちよ」が千葉県で唯一選定されました。

今後、「道の駅やちよ」は広域防災拠点として国からの支援を受け、

- ・自衛隊、警察などの救援活動拠点
- ・救援物資などの基地機能
- ・復旧・復興の拠点など

防災活動拠点としての整備が進められます。

千葉県内には魅力的な道の駅が数多くあり、市民の憩いの場として定着しています。今後は生命・財産を守る拠点としての活用にも尽力して参ります。



改正国民投票法が可決、成立

憲法改正国民投票の利便性を高めるための改正国民投票法が2021年6月11日の参院本会議で可決、成立しました。公職選挙法改正で実施した7項目の選挙ルールの変更を反映しました。

- ① 「選挙人名簿の閲覧制度」への一本化
- ② 「出国時申請制度」の創設
- ③ 駅や商業施設などへの「共通投票所制度」の創設
- ④ 期日前投票の理由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加
- ⑤ 「洋上投票」の対象を、遠洋航海中の水産高校などの実習生にも拡大
- ⑥ 「繰延投票」の期日の告示期限見直し
- ⑦ 投票所に同伴できる子供の範囲を「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大

自民党としては、3年前にまとめた「自衛隊の明記」や「緊急事態対応」など4項目の改正案をたたき台として各党で憲法改正の中身の議論を深く進めたい考えです。

国家安全保障上の土地利用規制法、成立

自衛隊の基地や原子力発電所など、安全保障上重要な施設の周辺などの土地利用を規制する法律は、2021年6月16日参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党と日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決・成立しました。

自衛隊の基地や原子力発電所といった重要インフラ施設のおおむね1キロの範囲、それに国境に近い離島などを「**注視区域**」に指定し、国が土地などの所有者の氏名や国籍などを調査できるとしています。

そのうち、司令部の機能がある自衛隊の基地周辺や国境に近い無人島など、特に重要性が高い区域を「**特別注視区域**」と定め、一定以上の面積の土地などを売買する際には、氏名や国籍などを事前に届け出ることを義務づけています。

これらの区域から、電波による妨害行為などが確認された場合、国が土地や建物の利用中止を命令できるとして、違反した場合は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはその両方が科されるとしています。

外国資本が不適切な目的で日本の土地を取得し、利用するリスクを減らす狙いがあります。



千葉県不動産鑑定士協会での講演を対談形式で収録



参議院決算委員会で質問